

令和5年11月29日

▼タイトル

令和5年12月高島市議会定例会（第1日目）の結果

▼内容

提出議案数	・ 議決案件	8件	
	・ 条例案件	20件（うち議員提案1件）	
	・ 予算案件	12件	
	・ 決議	1件	計41件

本日の議決状況

□ 条例案件

- ・ 議第88号から議第90号までの3件は、総務常任委員会で付託審査され、原案のとおり可決しました。
- ・ 発議第3号（高島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例案）は、原案のとおり可決しました。

□ 予算案件

- ・ 議第107号から議第110号までの4件は、予算常任委員会で付託審査され、原案のとおり可決しました。

□ 決議

- ・ 決議第11号（万木豊議員に対する議員辞職勧告決議）は、原案のとおり可決しました。※決議は別紙

議案の委員会への付託状況

□ 議決案件

- ・ 議第80号および議第81号の2件は、総務常任委員会に付託しました。
- ・ 議第82号から議第85号までの4件は、文教福祉常任委員会に付託しました。
- ・ 議第86号および議第87号の2件は、産業建設常任委員会に付託しました。

□ 条例案件

- ・ 議第91号および議第96号の6件は、総務常任委員会に付託しました。
- ・ 議第97号から議第105号までの9件は、文教福祉常任委員会に付託しました。
- ・ 議第106号は、産業建設常任委員会に付託しました。

□予算案件

- ・議第111号から議第118号までの8件は、予算常任委員会に付託しました。

以上

▼問い合わせ先

- 所 属： 議会事務局
- 電話番号： 0740(25)8140
- ファックス： 0740(25)8146

万木豊議員に対する議員辞職勧告決議

我々議員は、市民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識をもって、市政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

高島市議会基本条例第4条では、議員の活動原則として議会の構成員として自己の資質を高めるとともに、市民の代表者として市民福祉の向上を目指し活動するものとしている。

しかしながら、万木豊議員からの令和4年3月に中央省庁を視察した旨の虚偽報告書により、政務活動費を不正に受け取った事実が明らかになり、本人もそれを認めている。

既に不正に受け取った政務活動費は返金されており、令和4年10月18日付けで市議会が行なった刑事告発についても不起訴（起訴猶予）とはなったものの、これは市民に対する裏切り行為であるとともに市議会の信頼を失墜させたものである。

また、万木豊議員は事情を周知するための記者会見での説明とそれに先立ち行われた議会への説明との間でも齟齬が生じるなど、説明の信憑性もなく説明責任を果たそうという姿勢も見られない。

そのほかにも自身が代表を務めていた政治団体において、みなし解散中にもかかわらず、政治活動のための寄附や支出があったことが発覚した。

これまでからもこれらを含めて度重なる不祥事を引き起こし、その度に多岐にわたる報道により、議会に対する信頼の失墜をくり返し引き起こしている。こうしたことは起訴不起訴に関わらず大きな問題である。

このような経緯から、繰り返し辞職勧告決議が全会一致で可決されたにも関わらず無視し続ける万木豊議員は、道義的責任を免れず議員としての資質が欠如していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は万木豊議員に対して議員辞職勧告するものである。

以上、決議する。

令和5年11月29日

高島市議会